

第5回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和2年4月10日
場 所 シビックコア 研修室3

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分
閉 会 時 刻 午前9時40分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>第5回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。人事異動により4月からお世話になります。よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、第5回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第5回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、10番議席 伊藤幸子委員と、14番議席 山田陽一委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第2) 議長</p>	<p>それでは、日程第2 報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第2 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書について</p>

	<p>次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和2年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により知事の許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約で、その旨が書類により明らかにされている場合は、許可を必要とせず、これらの行為をしたものは、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、11件、13筆、総面積 23,605 m²であることを報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>報告第8号については、合意解約による通知を受けたものです。この報告事項について、質問等がありましたらお願いします。質問がなければ次に進みます。</p>
<p>(日程第3) 議長</p>	<p>続きまして、日程第3 報告第9号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第3 報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</p> <p>次のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので報告する。令和2年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には、農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については、「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は、楚原の■■■■が所有する楚原■■■■、北金井■■■■の2筆、543m²の畑を太陽光発電施設へ転用する届出です。届出書には、問題が生じた場合は、自己の責任で解決するとされており、受理した届出書については、議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p>

	議長	<p>この案件は、員弁町の市街化区域の転用に関するものです。報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第4)	議長	<p>続きまして、日程第4 議案第23号「いなべ市農業委員会規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第4 報告第23号</p> <p>いなべ市農業委員会規程の一部改正について</p> <p>次のとおり、いなべ市農業委員会規程を改正しようとするので議決を求める。令和2年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>いなべ市役所総合窓口部廃止に伴い、各庁舎支所公印を削除することについて、いなべ市農業委員会規程を改正するものです。具体的には、新旧対照表で説明しますのでご覧ください。変更は、別表第1の3の項及び5の項と別表第2の3の項及び5の項を削除します。下線部分が変更点です。</p> <p>以上が規程の改正案についての提案になります。審議についてお願いします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。この案件について質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第23号「いなべ市農業委員会規程の一部改正について」を採決いたします。</p> <p>この議案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本議案は可決いたしました。</p>
(日程第5)	議長	<p>日程第5 議案第24号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>日程第5 議案第24号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和2年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がありますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。いなべ市では、年2回、4月と10月に計画を審議しています。なお、借り手が公益財団法人三重県農林水産支援センターにつきましては、農地中間管理事業にともなう農用利用集積計画の決定です。議案書のとおり、利用権の設定計画が提出されたので審議をお願いします。</p> <p>総件数 392件 642筆 870,245.3㎡ 内 訳 使用貸借 274件 432筆 576,175.3㎡、 賃貸借 118件 210筆 294,070㎡ (その内、中間管理機構分)93件、152筆、210,074㎡ 使用貸借 20件 26筆 44,548㎡ 賃貸借 73件 126筆 165,526㎡ となっております。</p>
議長	<p>本議案は、農地集積を目的とし期間を決めた利用権の設定です。いなべ市では、年2回の設定を行っています。また、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定です。</p> <p>この集積計画につきまして、質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特に無いようですので、議案第24号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」につきまして採決いたします。</p>

	<p>本議案につきましては、[REDACTED] に関する案件が含まれております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、該当委員を除いた案件別で採決を行います。</p> <p>該当委員は、ご自分の案件については採決に参加できませんのでご了承ください。</p>
議長	<p>まず、[REDACTED] の案件257番から259番までについて採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>[REDACTED] の案件240番、272番から274番まで、276番から278番までについて採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>[REDACTED] の案件7番、299番について採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>[REDACTED] の案件97番、116番について採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p>

		<p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
	議長	<p>■■■■■の案件43番から45番までについて採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
	議長	<p>それでは、これまで議決いただいた以外の案件について一括して採決します。全委員にお諮りをします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第6)	議長	<p>続きまして、日程第6 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第6 議案第25号</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があったので議決を求める。令和2年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、8件、8筆、面積5,220㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><66番案件>の申請地は、員弁町御園地内の畑です。</p> <p>譲受人である員弁町御園の■■■■■が、員弁町下笠田の■■■■■が所有する議案書に記載の1筆、320㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><67番案件>の申請地は、大安町大井田地内の畑です。</p> <p>譲受人である東員町の■■■■■が、大安町大井田の■■■■■</p>

が所有する議案書に記載の1筆、259㎡を売買により譲り受ける申請です。

<68番案件>の申請地は、員弁町大泉地内の畑です。

譲受人である大安町石樽東の■■■■が、桑名市北別所の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、188㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<69番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の田です。

譲受人である員弁町北金井の■■■■が、大安町南金井の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、900㎡を売買により譲り受ける申請です。

<70番案件>の申請地は、藤原町東禅寺地内の畑です。

譲受人である四日市市の■■■■が、藤原町東禅寺の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、46㎡を売買により譲り受ける申請です。

なお、この案件は空き家バンクに登録されている物件であり、「農地法第3条第2項第5号括弧書きの規定により定める別段面積」に該当します。この場合、農地の取得許可要件は、農地の合計面積が1㎡以上になります。

<71番案件>の申請地は、員弁町平古地内の畑です。

譲受人である桑名市の■■■■が、川越町の■■■■が所有する議案書に記載の共有持分1/2の1筆、2,521㎡を売買により譲り受ける申請です。

<72番案件>の申請地は、北勢町平野新田地内の田です。

譲受人である北勢町田辺の■■■■が、北勢町鼓の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、546㎡を次の案件と交換により譲り受ける申請です。

<73番案件>の申請地は、北勢町鼓地内の田です。

譲受人である北勢町鼓の■■■■が、北勢町田辺の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、440㎡を72番案件と交換により譲り受ける申請です。

以上8件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

	<p>何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を採決いたします。</p> <p>本議案につきましては、[REDACTED]の親族に関する案件が含まれております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、該当委員を除いて採決を行います。</p> <p>該当委員は、ご自分に関係する案件については採決に参加できませんのでご了承ください。</p>
議長	<p>まず、[REDACTED]の同居の親族、[REDACTED]の案件、66番について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p>
議長	<p>その他の案件について採決します。</p> <p>議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第7) (日程第8) 議長	<p>続きまして、日程第7 議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」及び日程第8 議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第7 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転) 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)</p>

があったので意見を求める。令和2年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

今回の申請は、9件、18筆で8,261㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<88番案件>の申請地は、北勢町奥村地内の畑です。農地区分は2種農地です。

譲受人である北勢町飯倉の[]が、譲渡人である北勢町奥村の[]が所有する議案書に記載の3筆、1,251㎡を太陽光発電用地へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず雨水は自然浸透です。

<89番案件>の申請地は、北勢町大辻新田地内の畑です。農地区分は2種農地です。既に駐車場に転用されておりますので、始末書が添付されております。

譲受人である東員町の[]が、譲渡人である藤原町上之山田の[]が所有する議案書に記載の1筆、414㎡を駐車場用地へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成と取水は行わず、雨水は自然浸透です。隣地につきましても農地ですが、この後の案件で非農地証明願いが提出されております。

<90番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は2種農地です。

譲受人である名古屋市の[]、譲渡人である北勢町新町の[]が所有する議案書に記載の1筆、723㎡を太陽光発電用地へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず雨水は自然浸透です。

<91番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は2種農地です。

譲受人である名古屋市の[]が、譲渡人である北勢町新町の[]が所有する議案書に記載の4筆、1,194㎡を太陽光発電用地へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<92番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は2種農地です。

譲受人である名古屋市の[]が、譲渡人であ

る北勢町新町の [] が所有する議案書に記載の2筆、1,291㎡を太陽光発電用地へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<93番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は2種農地です。

譲受人である名古屋市の [] が、譲渡人である桑名市の [] が所有する議案書に記載の2筆、1,432㎡を太陽光発電用地へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<94番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は2種農地です。

譲受人である名古屋市の [] が、譲渡人である北勢町別名の [] が所有する議案書に記載の3筆、1,113㎡を太陽光発電用地へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<95番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、500m以内に水野眼科と北勢病院がありますので第3種農地です。

譲受人である東員町の [] が、名古屋市の [] が所有する議案書に記載の1筆、460㎡を一般住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成はコンクリートブロック等で周囲を施工し、取水は上水道、汚水生活排水は下水道、雨水排水は南側道路側溝へ放流します。

<96番案件>の申請地は、北勢町塩崎地内の畑です。農地区分は2種農地です。

譲受人である愛知県丹羽郡扶桑町の [] が、譲渡人である北勢町塩崎の [] が所有する議案書に記載の1筆、383㎡を太陽光発電用地へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

日程第8 議案第27号

農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
(貸借権等設定)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(貸借権等設定)があったので意見を求める。令和2年4月10日提出 いなべ市

	<p>農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の5条貸借権等設定の申請は、2件、2筆で578㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <32番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分、500m以内に水野眼科と北勢病院がありますので第3種農地です。 使用借人である北勢町麻生田の■■■■が、北勢町麻生田の■■■■の所有する議案書に記載の1筆、264㎡を借りて、一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は上水道、汚水排水は下水道、雨水は道路側溝へ放流です。 <33番案件>の申請地は、北勢町奥村地内の畑です。農地区分は第2種農地です。 使用借人である四日市市の■■■■が、北勢町奥村の■■■■の所有する議案書に記載の1筆、314㎡を借りて、一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地して盛土をし、取水排水は上下水道を利用し、雨水は雨水枡を設置し自然浸透を行います。</p> <p>以上5条所有権移転9件と、5条貸借権等設定2件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 この案件につきましては、4月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p> <p>現地調査委員 議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」9件、及び議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p> <p>議長 ありがとうございました。</p>
--	---

	<p>このことについて何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
議長	<p>続きまして、日程第9 議案第28号「非農地証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第9 議案第28号 非農地証明願いについて</p> <p>次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和2年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は8件、14筆、5,006.47㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><42番案件>の申請地は、北勢町大辻新田地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、藤原町上之山田の[]で、昭和63年から工場に転用し、現在に至っております。</p> <p><43番案件>の申請地は、大安町高柳地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、大安町高柳の[]で、昭和60年から進入路に</p>

転用し、現在に至っております。

<44番案件>の申請地は、大安町大井田地内の台帳地目、田です。

願い出者は、大安町大井田の[]で、昭和50年頃から宅地に転用し、現在に至っております。

<45番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の台帳地目、田、畑です。

願い出者は、大安町石樽東の[]で、昭和41年頃から宅地に転用し、現在に至っております。

<46番案件>の申請地は、北勢町其原地内の台帳地目、畑です。

願い出者は、桑名市の[]で、昭和40年から宅地に転用し、現在に至っております。

<47番案件>の申請地は、大安町大井田地内の台帳地目、畑です。

願い出者は、大安町大井田の[]で、平成10年頃から荒地になっております。

<48番案件>の申請地は、大安町大井田地内の台帳地目、畑です。

願い出者は、大安町大井田の[]で、昭和58年頃から道路に転用し、現在に至っております。

<49番案件>の申請地は、藤原町石川地内の台帳地目、畑です。

願い出者は、北勢町垣内の[]で、昭和60年から駐車場、倉庫に転用し、現在に至っております。

以上8件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、よろしく願いします。

議長

非農地証明につきましては、無断転用後20年経過した土地についての証明です。事務局において、20年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。

何か質問はありますか。

議案第28号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願

<p>5 その他 議長</p> <p>6 閉会の宣言 議長</p> <p>【午前9時40分閉会】</p>	<p>いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については、以上です。</p> <p>その他でございますが、委員さん、事務局から何かありますか。</p> <p>次回は、5月1日午前9時から現地調査です。10番伊藤委員と11番藤田委員は出席をお願いします。5月8日に委員会となりますのでよろしくをお願いします。</p> <p>これをもちまして、第5回農業委員会を終了します。</p>
--	--

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____